

岩手県職労

号外

昭和34年4月1日

第3種郵便物認可

定価1部2円

発行所

盛岡市内丸10番1号

岩手県庁内

No.2315

2014年

12月9日

衆院解散総選挙
県職労は、1区
に「細川光正」
比例区に「社民党
の推薦を決定し
ています。

月例給・一時金引き上げ 交通用具使用者の通勤手当改善 明日 条例議決へ

「現給保障廃止による勤務意欲確保対策を！」 県議会12月定例会で小西県議

県議会12月定例会は明日10日に最終本会議を開き、月例給・一時金の引き上げ、交通用具使用者の通勤手当改善などを含む私たちの給与関係条例を議決する予定となっている。一方、減給保障の廃止に関する条例も議決予定となっており、50代後半層を中心にさらなる給与削減を強いられることとなる。

5日に行われた一般質問では、推薦県議団である小西和子県議（岩教組出身）が減給保障の廃止に関して、「現場の第一線で働く年代層の実質的な給与減額であり、勤務意欲確保の対策が必要だ」と県当局の考えを質した。これに対し達増知事は「高齢層給与の公民差解消の必要性を踏



まえた人事委員会勧告を尊重する」とし、小田島総務部長は「勤務意欲の確保に向けて個々の処遇に意を用いて参りたい」と答弁した。

明日の最終本会議で給与関係条例が議決された場合、月例給は4月に遡及して引き上げられ、一時金は12月1日付での改正となるが、それぞれの支給日には間に合わないことから、今月中に支払われる予定の「差額」で当該額が支給されることを、確定闘争で確認している。

← 県議会一般質問に立つ小西県議

又市征治 社民党幹事長
(富山県職労出身)

10日17:20 県庁前街宣

社民党の又市幹事長が10日、衆院選岩手1区「細川光正」候補の応援に来盛し、夕方のちょうど終業時間帯に県庁前で街頭演説を行う。私たちの将来の生活を左右する今回の衆院選。県職労が推薦決定する細川光正候補(岩手1区)と社民党(比例区)の政策を聞きに行こう。

推薦候補・政党の声掛け強化を！

14日に投開票が行われる衆議院解散総選挙。マスコミからは自民党優勢と報道されているが、このまま自民党政権が続けば、消費税増税は「国民が支持したもの」として進められ、国民の生活が一層厳しくなるばかりでなく、集团的自衛権行使の強行へ憲法改悪の懸念も高まります。また、公務員人件費削減を公約に掲げる自民党政権によって更なる賃金カットや人員削減が進められることは必至で、私たちの仕事へも大きな影響が及ぶことになります。

生活者視点での政治の実現と平和で安心して暮らせる社会の実現、そして私たちが復興業務や県行政の推薦に専念していけるためにも、県職労推薦候補者・推薦政党の必勝に向け、知人・友人への声掛けの徹底をお願いします。

★各選挙区への県職労の対応は、以下のとおり機関決定しています。

【推薦】比例代表：社会民主党

岩手1区：細川 光正（みつまさ）（前盛岡市議会議員4期・元郵政職員）

【支援】岩手2区：畑 こうじ（生活の党・現職）

岩手3区：黄川田 徹（民主党・現職）

岩手4区：小沢 一郎（生活の党・現職）

14日は「選挙区」「比例区」のほかにもう1つの投票があります…

最高裁判所裁判官国民審査



印を！

白票は信任に

憲法・人権軽視の裁判官には

最高裁裁判官国民審査は、主権者が裁判官の判断をチェックする重要な機会。とはいえ、裁判官の経歴、判決内容、憲法や人権に対する考えなどはほとんど知られておらず、棄権のつもりで何も書かずに投票する人が多いのが実状。しかし国民審査の投票は、無印のままでは「信任」、○や△は無効となることから、いまの制度では×印をつけることが権利行使の方法（わからない時は投票用紙を返すのも意思表示の方法の1つ）となっている。

今回は、鬼丸かおる、木内道祥、池上政幸、山本庸幸、山崎敏充の5人の裁判官が投票対象。

私たちは、安倍内閣が強引に閣議決定した「集团的自衛権の行使」や、「一票の格差(較差)」選挙無効請求訴訟の判決での姿勢などを踏まえて、池上政幸、山崎敏充の両裁判官を中心に「×」をつけることを呼びかけます。

昨年7月参院選無効訴訟での最高裁裁判官の判断 (11月25日)

名前(敬称略)	出身	判断	意見の要旨
寺田 逸郎	裁判官	△	
白木 勇	裁判官	△	違憲の問題が生じる程度の著しい不平等状態にあったが、定数配分規定自体が、違憲とは言えない。現行の都道府県を単位とする区割りを改め、早急に選挙制度の仕組み自体を見直す必要がある(多数意見と同じ)
大谷 剛彦	裁判官	△	
小貫 芳信	検察官	△	
池上 政幸	検察官	△	
桜井 龍子	行政官	△	投票価値の不均衡の是正は、議会制民主主義の根幹に関わる極めて重要な問題であり、違憲状態を解消して民意を適正に反映する選挙制度を構築することは、喫緊の課題だ。前回2012年と今回の判決の趣旨に沿った選挙制度の仕組み自体を見直す立法措置がすみやかに実現されることが強く望まれる
金築 誠志	裁判官	△	
岡部 喜代子	学者	△	
山浦 善樹	弁護士	△	
山崎 敏充	裁判官	△	
千葉 勝美	裁判官	△	国会の抜本改革の内容が、2016年選挙が違憲かどうかを判断する重要な事項
大橋 正春	弁護士	×	国会は、当面の選挙を対象とし、抜本的な改革の先送りを繰り返している
鬼丸 かおる	弁護士	×	今回の選挙までの約3年9カ月で、投票価値の平等の実現は可能だった
木内 道祥	弁護士	×	一部の選挙区のみ無効と判断することは可能だ
山本 庸幸	行政官	×	議員1人当たりの有権者数が少ない選挙区については、即時、無効とすべきだ